

ヘリコプター安全運航確保計画

第1章 総則

1 目的

この計画は、災害時における救援航空機等の安全対策マニュアル（平成8年1月26日空航第35号・空保第5号）及び「災害時における救援航空機等の安全対策マニュアル」の制定について（通知）（平成8年3月18日消防救第51号各都道府県消防主管部長あて消防庁救急救助課長）（以下、「安全対策マニュアル」という。）に基づき、「ヘリコプター災害対策活動計画」第4章第4項第2号ウ「ヘリコプターの安全運航に関する事項」を具体的に定め、ヘリコプターの安全な運航を確保することを目的とする。

2 計画内容

この計画は、鳥取県の地理的条件等の紹介、被災状況及び航空交通状況、気象状況等に応じ、運用調整会議で検討、決定されるヘリコプターの安全運航を確保するための事項や手順及び飛行要領で構成されている。

3 適用

この計画は、鳥取県内に大規模災害等が発生した場合等において、当該地域を飛行する参画ヘリに適用するものとし、報道機関などの関係協力団体及びその他の航空機運航者に対しては、可能な範囲において協力を求めるものとする。

4 運用調整の役割と当該計画の関係

運用調整会議は、当該計画の周知とヘリコプター等の災害対策活動等の状況について情報を収集し、ヘリコプター等の安全運航に関する対策（以下「安全運航対策」という。）を講ずる必要性の有無を随時検討し、計画の見直し等を行う。

（第3章第2項参照）

5 用語の定義

この計画において使用される用語の定義は、「ヘリコプター災害対策活動計画」に定めるもののほか、次の各号に定めるものとする。

- (1) 「関係協力団体」とは、(社)日本新聞協会、(社)全日本航空事業連合会及び(社)日本航空機操縦士協会をいう。
- (2) 「関係機関」とは、参画機関、関係協力団体及び協力を求めるその他の航空機運航者をいう。
- (3) 「ヘリコプターの安全運航確保」とは、航空情報の提供による飛行空域の状況把握や

飛行経路等の分離によりヘリコプター同士の異常接近等を回避すること、また、それらの情報や取り決めが参画機関及び関係協力団体に確実に周知されることをいう。

- (4) 「主要飛行経路」とは、関係機関のヘリコプターが災害対策活動等を行う地域間の移動に推奨する飛行経路をいう。
- (5) 「注意喚起ノータム」とは、安全対策マニュアルに基づき、航空機の輻輳が予想される場合に、一定の空域における飛行の注意喚起のため、国土交通省航空局が発行する航空情報（ノータム）をいう。
- (6) 「航空交通情報提供ノータム」とは、安全対策マニュアルに基づき、一定の空域において航空機の輻輳により救援活動に支障があるため、当該空域を飛行する航空機に対して航空交通情報の提供を行う場合、関係機関に対し当該航空交通情報の聴取を推奨するために国土交通省航空局が発行する航空情報（ノータム）をいう。
- (7) 「局地航空交通情報」（以下「局地情報」という。）とは、場外離着陸場等の運用者が、当該場外離着陸場等の周辺空域において、航空交通の輻輳等により救援活動に支障があると判断し、当該空域において無線電話等により関係機関に提供する航空交通情報をいう。

第2章 地理的条件等



1 一般

東西に細長く（130km）、南北に短い。

南に高く、北の日本海に向かって急傾斜している。

中国山地が南境一帯を占めている。

地域区分は、鳥取市を中心とする東部地区、倉吉市を中心とする中部地区、米子市及

び境港市を中心とする西部地区の3つに分けられる。人口は約57万人。

2 自然

(1) 河川

代表的な河川は、東部地区を流れる千代川（せんだいがわ）、中部地区の天神川、西部地区の日野川の3つである。

(2) 山

西部地区にある大山（だいせん 1729m）をはじめ、1200mをこえる17座の山々があり、兵庫県、岡山県、広島県、島根県と接している。

(3) 峠

岡山との県境をなす峠に、志戸坂（しとさか）峠、黒尾峠、人形峠、犬狹（いぬばさり）峠などがある。

3 施設

(1) 空港・飛行場

鳥取空港と美保飛行場の2つがあり、参画へりの活動拠点となる。

詳細についてはA I P等を参照。

(2) 鉄道

J R西日本（山陰本線、因美線、伯備線、境線）、若桜（わかさ）鉄道、智頭急行の各路線が鳥取県内に敷設されている。

(3) 幹線道路

鳥取自動車道、山陰道（国道9号線）、米子自動車道が主要幹線道路である。

(4) 病院

主な病院は、鳥取大学医学部附属病院（米子市）、鳥取県立中央病院（鳥取市）、鳥取県立厚生病院（倉吉市）の3つである。

(5) 工場

日吉津村（ひえづそん）にある、王子製紙米子工場が鳥取県内では比較的大きな工場である。

第3章 安全運航確保対策

1 対策項目

(1) 飛行要領の設定

(2) 参画機関及び関係協力団体への安全運航確保対策の周知

(3) 参画へりの飛行の調整

(4) 航空情報発行の依頼

- ア 注意喚起ノータム
- イ 航空交通情報提供ノータム

(5) 局地情報の提供

- ア 局地情報提供所の開設
- イ 局地情報の提供
- ウ 局地情報提供内容の変更及び廃止

(6) 情報連絡体制等の構築

2 運用調整班の業務

運用調整班は、以下の業務を行うものとする。

(1) ヘリコプター安全運航確保対策の周知

ヘリコプター安全運航確保対策を参画機関及び関係協力団体へ情報連絡体制等により通知するものとする。

(2) 飛行要領の見直し

必要に応じ主要飛行経路等飛行要領の見直しを検討し、修正した場合は情報連絡体制等により通知するものとする。

(3) 参画ヘリの飛行の調整

ヘリコプターの安全な災害対策活動の実施のため必要があると認めるときは、参画ヘリの飛行に関する調整を実施するものとする。

(4) 航空情報発行依頼の検討

ヘリコプターの安全運航を確保するために航空情報発行の依頼を検討し、必要と認めるときは手続きを行う。

ア 注意喚起ノータム

災害対策活動ヘリコプターの安全運航のため必要と認めるときは、美保空港事務所に注意喚起ノータムの発行を依頼する。

イ 航空交通情報提供ノータム

局地情報の提供を決定したときは、美保空港事務所に航空交通情報提供ノータムの発行を依頼する。

(5) 局地情報提供検討

甚大な被害が予想され、あるいは広域医療搬送拠点等、ヘリコプターの混雑が予想される地域に局地情報を提供する必要が生じた場合、局地情報の提供を検討する。また、参画機関に局地情報提供所開設の協力を要請することができる。局地情報提供の実施を決定したときは、速やかに参画機関に連絡するとともに、関係協力団体に情報提供し、協力を求めるものとする。

ア 局地情報提供所の開設

救援等のヘリコプター活動の拠点となる場外離着陸場周辺または、運用調整会議

で決定した場所に局地情報提供所を開設する。その実施機関は参画機関の中から運用調整会議で調整する。

(ア) 局地情報提供所の候補地

a 東部地区

布勢総合運動公園（球技場）、用瀬町運動公園

b 中部地区

倉吉市営陸上競技場、東郷湖羽合臨海公園多目的広場

c 西部地区

東山陸上競技場、江府町防災基地、鳥取県消防学校、日野町防災基地

(イ) 周波数

局地情報提供所で使用する周波数は、123.45 MHz を基本とし、他の周波数が付与された場合は関係機関に別途示す。

イ 局地情報提供の実施

(ア) 提供の範囲（以下「局地情報提供エリア」という）

局地情報提供所を中心とする半径 5NM以内、対地高度 2000FT以下とし、地形、障害物および被災状況、ヘリコプターの活動状況等に応じ、運用調整班で定める。

(イ) 提供する対象

局地情報提供エリア周辺またはエリア内を飛行するヘリコプターに対し、当該エリアへの進入、離脱または待機および離着陸場への着陸または離陸に関する情報提供を行う。

(ウ) 提供する情報

提供する航空交通情報は、気象情報、他機に関する航空交通情報、離着陸に関する助言等とする。

ウ 局地情報提供内容の変更及び廃止

局地情報提供内容を変更または廃止したときは、参画機関及び関係協力団体に通知する。

3 連絡体制

(1) 参画機関

参画機関への情報連絡体制は別紙2のとおりとする。

(2) 関係協力団体

関係協力団体への情報提供及び協力要請は次のとおりとする。

ア 鳥取県は本計画を策定（修正を含む。）したときは、文書で通知し、協力を要請するものとする。

イ 大規模災害等が発生した場合等における情報提供及び協力要請は、別紙3の電話

又は FAX により行う。

第 4 章 飛行要領

第 3 章安全運航確保対策の項目である飛行要領について、主要飛行経路、飛行のフェーズ、通信体制等を定める。

1 通信体制

参画ヘリは以下の周波数で通信を行い、異常接近等を回避する。運用調整会議で局地情報提供所の開設が調整された場合は本計画第 3 章に従い実施される。

(1) 地上局

- ア 鳥取りモート（鳥取空港航空交通情報圏）118.15MHz
- イ 美保レーダー（美保進入管制区）120.1 MHz
- ウ 防災とっとり航空隊（鳥取県消防防災航空隊）131.975 MHz
- エ 防災とっとりフライトサービス（飛行援助通信）123.45 MHz

(2) 航空機局

- ア 航空機局相互通信 122.6 MHz
- イ 統制波 3（消防波）265.53125 MHz

(3) 管制機関等との交信方法

災害対策活動等に従事するヘリコプター等が管制機関や局地情報提供所と交信する場合は、呼出符号の後にその業務に対応した次の単語を通報するものとする。

RESCUE	救助・救急（医師搬送を含む）
SEARCH	捜索
FIRE FIGHTING	消火
TRANSPORTER	物資輸送及び救急以外の人員搬送
PUBLIC	広報
OBSERVATION	情報収集

〈注〉上記以外の活動は、単語を通報しない。

(4) 局地情報提供所との交信方法

第 3 章の安全確保対策により局地情報提供所が開設された場合は、航空交通情報提供ノートムに従い通信設定を行い、離着陸する順序、上空待機方法、安全に関する助言等を得る。

2 主要飛行経路等の設定

大規模災害等が発生した場合におけるヘリコプターの安全運航を確保するため、参画

への基準となる主要飛行経路及び同経路における飛行方法等（進入・離脱経路、進入離脱点、位置通報点）を「主要飛行経路図」（別紙1）のとおり定める。

なお、局地情報提供エリアが設定された場合は、航空交通情報提供ノートムに従うものとする。

(1) 飛行経路

鳥取自動車道、米子自動車道、山陰海岸、鉄道に沿って飛行することを基準にし、右側通行（海岸線等を左に見つつ飛行）とする。

(2) 位置通報点

	位置通報点	緯度経度(WGS84)
東からの進入離脱	浦富海岸東浜	N35度36分 E134度22分
	若桜駅	N35度21分 E134度24分
南からの進入離脱	志戸坂峠	N35度13分 E134度20分
	黒尾峠	N35度11分 E134度12分
	犬狹峠	N35度19分 E133度43分
西からの進入離脱	米子西IC	N35度24分 E133度19分
県内	智頭	N35度15分 E134度14分
	河原	N35度24分 E134度12分
	天神川河口	N35度30分 E133度51分
	江府IC	N35度18分 E133度29分
	AIP記載の通報点	AIP参照

(3) 位置通報

可能な限り位置通報点において、管制機関等に対し位置通報を行う。

管制機関等と通信設定が困難な場合は、位置通報点又は著名な物標等の付近において航空機局相互通信用周波数 122.6 MHz で所属・位置・高度・針路・目的地・意図等（以下、位置等という。）を一方送信する。

(4) 高度区分

次項フェーズ別飛行方法に定められた高度区分に従い飛行し、主要飛行経路を同高度で横切らない。なお、参画機関の固定翼機は対地 3000Ft 以上とする。

高度区分以外の高度で飛行する場合は、航空機局相互通信用周波数 122.6 MHz で一方送信した後、高度を変更する。

3 フェーズ別飛行方法

参画への飛行方法を以下のとおり定める。

(1) 移動

ア 鳥取県外からの飛行

主要飛行経路図（別紙 1）に従い飛行し、位置通報点では前項に従い位置通報を行う。

高度は対地 1000Ft 以下で飛行する。

イ 鳥取県内の飛行

主要飛行経路等図（別紙 1）に従い飛行することを基準にし、位置通報点では前項に従い位置通報を行う。

また、適宜、航空機局相互通信用周波数 122.6 MHz で、位置等一方送信する。

高度は対地 1000Ft 以下で飛行する。

(2) 活動

ア 捜索・救助・救急・消火・物資搬送等の活動

飛行高度は対地 1000Ft 未満とする。

イ 飛行統制・ヘリテレ（映像伝送）等の活動

飛行高度は対地 2500Ft 未満とする。

(3) 待機

ア 空港・飛行場周辺および局地情報提供所が設置された場所周辺（10NM 内）

離着陸に関わる待機の場合は、管制機関等や局地航空交通情報提供所の指示に従う。

その他の場合は、待機する場所、高度、理由等を管制機関等に伝え、その指示に従う。いずれの場合も、旋回方向は右回り（基準）とする。

イ 局地情報提供所が設置されていない場所周辺（10NM 以遠）

航空機局相互通信用周波数 122.6 MHz で、待機する場所、高度、理由等を一方送信した後、右回り（基準）で待機する。

(4) 離着陸

ア 空港・飛行場

当該管制機関・飛行援助機関と通信設定を行い、その指示に従うものとする。

イ 局地情報提供所が設置された場所

局地情報提供エリアへ進入する際は、局地情報提供所の許可を得る。

進入方向等は局地情報提供所の指示に従うものとする。

ウ 局地情報提供所が設置されていない場所

航空機局相互通信用周波数 122.6 MHz で、着陸または離陸の旨を一方送信した後、風に正対し進入または上昇を行う。

当該離着陸場所を中心として、右回り（基準）のトラフィックパターンとする。

(5) 情報圏、進入管制区内

ア 鳥取空港情報圏周辺

当該飛行援助機関と通信設定を行い、情報の提供を受ける。

情報圏の通過、着陸等の意思を明確に伝える。

交通情報は、管制運航情報官の業務量の許す範囲内で提供されることに留意する。

イ 美保進入管制区内・美保飛行場管制圏周辺

進入管制区内では当該管制機関と通信設定を行い、情報の提供を受ける。

管制圏の通過、着陸等の意思を明確に伝え、その指示に従うものとする。

交通情報は、管制官の業務量の許す範囲内で提供されることに留意する。

附 則

この計画は、平成26年 3月17日から施行する。

この計画は、平成27年12月28日から施行する。

この計画は、令和3年1月1日から施行する。